

平成28年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

(Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業)

事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 埼玉県草加市 】

平成28年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制

草加市では、国際相談コーナーを運営しているNPO法人に対し補助金を支出し活動の支援を行っています。

国際相談コーナーは市役所庁舎内にあり、毎週、月、水、金(祝日や年末年始を除く)の午前9時から午後5時までの間、スタッフが在籍し、英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語、タガログ語、フランス語、ベトナム語の8か国語に関する支援の必要な方への対応を行っています。

相談コーナーは2～3名のスタッフが在籍し、また30名の派遣スタッフが必要に応じて、学校などでの付き添い支援を行っています。

草加市では毎年補助金(平成28年度も300万円を支出済み。)を支出し国際相談コーナーの運営を側面から支援しています。

2. 具体の取組内容

草加市では、平成15年4月より、市役所庁舎内において、国際相談コーナーの名称で、多言語、多文化の外国籍市民、外国籍児童に対して以下の内容の支援を実施しています。

支援内容は大きく分けて、① 外国籍児童・生徒のサポート、② 外国籍市民日常生活サポート、③国際理解・啓発、④ 交流の4つの業務に分かれます。

このうち、①の外国籍児童・生徒のサポートの詳細は、(1) 転入・編入時の諸手続きのサポート、(2) 学校保護者とのコミュニケーションサポート、(3) 日本語支援が主な内容です。

外国籍児童・生徒の支援は、市内32か所の小学校、中学校において別室での基礎的日本語の学習支援、また、市役所内にある国際相談コーナーにおいても支援を行っています。さらに、編入前の支援や夏休みには、サマースクール(勉強会)を実施しています。

3. 成果と課題

初期支援を実施することにより、子どもが日本の学校生活にショックを受けずになじめるようになり日本語学習を中心に進めることができた。また、市民課、教育委員会、国際相談コーナーが連携を図ることにより、より、迅速かつ的確な支援がスムーズに行われた。

また、親の不安を取り除くことにより、不就学の子どもが、通学することが可能となったり、親子共に日本の学校や日本人に慣れてから登校できるという成果や、親子共々、学校に行ってみようかという意欲や自信につながるという成果がありました。

課題としては、不登校の児童は、さまざまな事情を抱える家庭環境にあり保護者への説得に時間がめぐるという点や通訳者として支援する場合、多言語に及ぶため、ベトナム語、ポルトガル語などの通訳者の確保や養成といった点があります。又、少し学校に慣れてからも継続的な支援を続けることで勉学や社会性を身につくと考えられるので、長期に亘る支援ができるような体制づくりも課題であると思われます。

4. その他(今後の取組等)

今後も、市内における外国人登録者数及び外国籍児童の人数が増加傾向にあり、引き続き、平成29年度以降も平成28年度と同様の支援を実施し、ひとりでも多くの外国籍児童・生徒が安心して学校生活をスタートできるよう支援を行います。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない。)